

学校法人等が設置する「寄宿舍」において直接その用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について

学校法人等が設置する寄宿舍において直接その用に供する固定資産（土地、家屋及び償却資産）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります（地方税法第348条2項9号、第702条の2第2項）。
必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

1 非課税の対象となる要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた学校法人等が使用する寄宿舍は、非課税に当たりません。

(2) 使用者

- 学校法人
- 専修学校又は各種学校（料理学校、自動車学校等）の設置のみを目的として設立の認可を受けた法人（私立学校法第64条第4項）土地及び家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

(3) 対象資産

寄宿舍において、直接、その用に供する固定資産

※ 非課税の対象とならない固定資産の例

- 教職員用の宿舍
- 大学附属病院の看護師や医師等の居住用家屋
- 各種学校に係る寄宿舍

2 非課税申告に必要な提出書類（次の書類を提出してください）

区分	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	使用者が確認できる書類	• 法人登記事項証明（法務局）
<input type="checkbox"/>	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校に係る寄宿舍であることが分かる書類	• 設置許可書の写し
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	• 登記簿謄本、地積測量図、建物平面図等

※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

<input type="checkbox"/>	無料で貸与していることを証明する書類	• 使用貸借契約書の写等
--------------------------	--------------------	--------------

3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第 1～3 課へ申告書及び必要書類をご提出ください（市税条例第 35 条の 2 第 3 項）。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第 1・2 課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。